

## 第 8 1 回 1 級リテールマーケティング（販売士）検定試験施行要領

### 1. 施行日時

平成 3 0 年 2 月 2 1 日（水曜日） 受験上の説明 午前 9 時 3 0 分より開始  
試験開始 受験上の説明終了後

### 2. 場 所

下関商工会館 3 階（下関市南部町 21-19）

### 3. 試験の科目および内容

筆記試験は、「小売業の類型」「マーチャンドライジング」「ストアオペレーション」「マーケティング」「販売・経営管理」の 5 科目をマークシート方式と記述式により制限時間 2 0 0 分で行います。

### 4. 試験の一部免除

前々回（第 4 3 回）または前回（第 7 9 回）の試験で科目別合格した科目  
※受験申込時に科目別合格証明書を提出してください。  
なお、受験を希望する方は当該科目を受験しても構いませんが、この場合は当免除規定は適用しません。

免 除 の 要 件		免除する科目試験
(1)	筆記試験で 7 0 点以上の得点を得た者	当 該 科 目

### 5. 受験資格

制限はありません。

### 6. 受 験 料

7, 7 1 0 円（税込）（受験を取り消されても返却いたしません。）

### 7. 受験申込み方法

申込期間

平成 2 9 年 1 2 月 1 8 日(月)～平成 3 0 年 1 月 2 6 日(金)

別紙申込書に受験料を添えて下関商工会議所振興部へお申込みください。  
写真 1 枚（申込時の 3 ヶ月以内に撮影した上半身、正面脱帽、無背景、大きさ：縦 3 c m × 横 2 . 5 c m、裏面に氏名・生年月日記入のもの）を所定欄に貼付して下さい。

### 8. 合格の判定

筆記試験については各科目 1 0 0 点をもって満点とし、その得点が平均して 7 0 点以上で、中央検定試験委員会が認めた方を合格とします。  
ただし、筆記試験について、5 0 点に満たない科目がある場合は不合格となります。

## 9. 科目別合格制度

前項の基準に達せず不合格となった場合でも、70点以上の科目については科目別合格として認められ、その直後から実施される2度の検定試験まで保留され、免除科目となります。

その場合、発行された科目別合格証明書に記載された得点が、当該試験の合格判定における得点平均の対象となります。

## 10. 合格の発表

合格者の発表は平成30年4月2日（月）下関商工会議所ホームページ <http://www.shimonoseki.cci.or.jp/>に掲載します。

## 11. 合格証書

合格者には、日本商工会議所より合格証書、認定証(カード)を授与します。

**【合格証書・認定証交付予定日】平成30年4月9日（月）**

### ① 交付方法

交付日より受験票と身分証明書を持参し、本所へお越しください。受験票と引換でお渡しします。

[受付時間] 平日（月～金曜日）8：30～17：30

\*（注）・ご本人以外へのお渡しはできません。

・窓口での引換ができない方は別途有料で郵送サービスも承っていますので、試験申込時にお申し出ください。

\*合格証書・認定証・成績表郵送サービス 540円

### ② 交付期間

合格証書、認定証の交付期間は交付日より6ヶ月となります。

\*（注）・交付期間経過後あるいは紛失、受験時によるご自身の記載誤り等による合格証書・認定証の再発行は有料となります。

## 12. 注意事項

(1) 申込書は、本人直筆でご記入下さい。

(2) 受験当日持参するもの

① 受験票      ② 黒鉛筆(HBまたはB)及び消しゴム      ③ 計算用具

④ 身分証明書(運転免許証・パスポート・学生証など氏名・生年月日・顔写真で確認できるもの)

## 13. 本件問合せ先

下関商工会議所 振興部      電話（083）222-3333  
〒750-8513 下関市南部町21番19号

主 催      日本商工会議所・全国商工会連合会・下関商工会議所  
後 援      経済産業省・中小企業庁